

平成23年 No. 5

国立大学法人東京学芸大学寄附講義受入規程の一部を改正する規程

制定理由

寄附講義の実施期間の更新に関して，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年 2 月23日 教育研究評議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学寄附講義受入規程の一部を改正する規程を次のように
制定する。

平成23年 2 月24日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規程第 4 号

国立大学法人東京学芸大学寄附講義受入規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学寄附講義受入規程（平成20年規程第38号）の一部につ
いて，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学寄附講義受入規程の一部改正について

改正理由：寄附講義の実施期間の更新に関して、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （寄附講義の申請等） 第3条 寄附講義を申請する者（以下「寄附講義申請者」という。）は、当該寄附講義を行う学期開始日の6か月前までに、寄附講義申請書（<u>別紙様式1</u>）を関係する部局の長を経て、学長へ提出するものとする。 〔省略〕 （実施期間等） 第5条 寄附講義の実施期間は、原則として2年以上5年以内とする。 2 寄附講義の実施期間は、更新することができる。 <u>3 実施期間を更新する場合は、寄附講義申請者が、寄附講義更新願（別紙様式2）を関係する部局の長を経て、学長に提出するものとする。</u> <u>4 学長は、前項の申請があった場合は、役員会の議を経て、当該実施期間の更新を決定し、教育研究評議会に報告するものとする。</u> <u>5 学長は、前項により更新を決定した場合は、寄附講義申請者にその旨を通知するものとする。</u> <u>6 寄附講義の内容に大幅な変更を加える場合の手続きは、第3条に定める申請等の手続きを準用するものとする。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> この規程は、平成23年3月1日から施行する。 <u>別紙様式1</u> 〔省略〕	〔省略〕 （寄附講義の申請等） 第3条 寄附講義を申請する者（以下「寄附講義申請者」という。）は、当該寄附講義を行う学期開始日の6か月前までに、寄附講義申請書（<u>別紙様式</u>）を関係する部局の長を経て、学長へ提出するものとする。 〔省略〕 （実施期間等） 第5条 寄附講義の実施期間は、原則として2年以上5年以内とする。 2 寄附講義の実施期間は、更新することができる。 <u>3 寄附講義の内容に大幅な変更を加える場合又は実施期間を更新する場合の手続きは、第3条に定める申請等の手続きを準用するものとする。</u> 〔省略〕 <u>別紙様式</u> 〔省略〕

別紙様式 2

平成 年 月 日

東京学芸大学長 殿

寄附講義申請者
住所
氏名 印

寄 附 講 義 更 新 願

下記のとおり、寄附講義の更新を申請します。

記

寄附講義の名称	
寄附講義の内容	
寄附予定額 (施設設備等を併せて寄 附する場合はその概要)	
寄附講義の実施期間	
寄附講義の担当教員名 及び職名	